第1回資源循環推進部会資料
【資料3】

ごみ搬入手数料の見直しについて

1　ごみ搬入手数料について　(1)これまでの経緯

《ごみ搬入手数料改定の推移》

（単位:円/10kg）

1973（S48）年
〜
1999（H11）年

		1973〜1976年 S48〜51	1977〜1981年 S52〜56	1982〜1992年 S57〜H4.6	1992〜1999年 H4.7〜H11
一般廃棄物	可燃	10	30	40	50
	不燃	10	50	60	60

1999(H11)年度

現明石クリーンセンターの本格稼働開始に伴ない ごみ搬入手数料を見直し

事業系廃棄物の増大に対処するため料金設定を家庭系と分離

〔家庭系〕据え置き　　〔事業系〕処理経費を勘案し料金改定

（単位:円/10kg）

2000（H12）年
〜
現　行

区分		可燃	不燃	
			破砕	埋立
一般廃棄物	家庭系	50 (50)	60 (60)	60 (60)
	事業系	70 (50)	80 (60)	100 (60)

(　)内は、改定前の手数料

1　ごみ搬入手数料について　(2)他市との比較

10kgあたりの手数料

自治体等名	手数料	
	家庭系ごみ	事業系ごみ
明石市	可燃:50円 不燃:60円 埋立:60円	可燃:70円 不燃:80円 埋立:100円
広域施設(エコクリーンピアはりま) (加古川市・高砂市・播磨町・稲美町)	50円	130円
姫路市	130円	130円
尼崎市	103円	123円
西宮市	90円	130円
三木市	73円 (300kgまで0円)	130円
小野市	90円	130円
淡路市	可燃:130円 不燃:160円	可燃:130円 不燃:160円
南あわじ市	可燃:130円 不燃:160円	可燃:130円 不燃:160円
洲本市	可燃:130円 不燃:160円	可燃:130円 不燃:160円
神戸市 ※原則指定ごみ袋を使用して搬入。袋には入らない形状のごみなど特別な事由が認められる場合のみ、10kgあたりの従量制で手数料を支払。	可燃:80円 資源:40円 不燃:140円	可燃:80円　(可燃:84円/枚)※ 資源:40円　(資源:27円/枚)※ 不燃:140円　(不燃:138円/枚)※

※(　)内は45Lの場合の指定ごみ袋代(手数料72円を含む)

家庭系ごみ(可燃)　10kgあたり

明石市	近隣他市(平均)
50円	約90円

事業系ごみ(可燃)　10kgあたり

明石市	近隣他市(平均)
70円	約130円

※神戸市を除く

1　ごみ搬入手数料について　(3)見直しの検討

《ごみ搬入手数料の現状と見直しの必要性》

近隣他市町との価格差

2000(H12)年から同一の料金形態が継続

近隣他市と比較して手数料が安価である

近隣他市からの違反ごみの流入の懸念

受益者負担(ごみ処理経費とのバランス)

ごみ処理経費年間約21億円(令和7年度)

2031(R13)年新ごみ処理施設の運営開始